

**東日本大震災における原子力発電所の事故による
居住困難区域内住宅用地の代替住宅用地を取得した方へ
《代替住宅用地に対する固定資産税の特例措置》**

1 概要

居住困難区域内住宅用地の所有者が、当該住宅用地に代わる土地（代替土地）を居住困難区域が解除された日から起算して3月を経過するまでの間に取得した場合において、代替土地のうち居住困難区域内住宅用地の面積相当分について、取得後3年度分、当該土地を住宅用地とみなし、住宅用地の課税標準の特例を適用します。

* 住宅用地の課税標準の特例

	課税標準額
小規模住宅用地（200㎡以下）	評価額の1/6
一般住宅用地	評価額の1/3

2 特例対象土地

(1) 平成23年3月11日から居住困難区域設定指示が解除された日から起算して3月を経過するまでの間に取得した土地で、当該居住困難区域内住宅用地に代わるものとして市長が認めるものであること。

(2) 取得後3年間の各年度の賦課期日においては、家屋又は構築物の用に供されていない土地（被災住宅用地の面積相当分）であること。

※居住困難区域内住宅用地の面積相当分が該当

3 特例対象者

(1) 平成23年3月11日における所有者

（当該土地が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）

(2) (1)の者について相続があったときにおけるその者の相続人

(3) (1)の三親等内の親族で、代替土地の上に新築される家屋に(1)と同居する予定であると市長が認める者

(4) (1)が法人の場合、合併法人又は分割承継法人

4 書類の提出

(1) 東日本大震災における代替資産に係る固定資産税の特例適用申告書

(2) 平成23年3月11日において居住困難区域内に所有していた旨を証する書類

→ 不動産登記事項証明書

(3) 居住困難区域内住宅用地が平成23年度分で住宅用地の特例の適用を受けていた旨を証する書類

→ 平成23年度固定資産課税台帳登録事項証明書、課税明細書、名寄せ帳等

（被災住宅用地が本市内の場合不要）

- (4) 居住困難区域内住宅用地及び代替土地の面積を証する書類
 - 不動産登記事項証明書
- (5) 相続人等に該当する旨を証する書類 (3 (2) (3) 関係)
 - 戸籍謄本
- (6) 合併法人又は分割承継法人を確認する書類 (3 (4) 関係)
 - 法人の登記事項証明書

5 問い合わせ先

会津若松市財務部税務課土地グループ

0242-39-1224 (直通)